

国民年金からのお知らせ こんなとき、国民年金の届け出を忘れずに！

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することが義務づけられています。加入期間は月単位で計算され、年金を受けるときに重要な役割を果たします。届け出を忘れて、未納期間をつくらぬようご注意ください。

種別が変更になるなど、次のような場合は届け出が必要になります。

■ 自営業・学生など（第1号被保険者）

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の種別
会社員・公務員になった	厚生年金への加入手続きをする	勤務先	第2号被保険者
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

■ 会社員・公務員（第2号被保険者）

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の種別
退職した	国民年金への加入手続きをする（被扶養配偶者も同様）	市町村	第1号被保険者
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

■ 会社員・公務員に扶養されている配偶者（第3号被保険者）

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の種別
年収が130万円以上になった	第1号被保険者への種別変更手続きをする	市町村	第1号被保険者
配偶者が退職して自営業など（第1号被保険者）になった			
配偶者が65歳になった	厚生年金への加入手続きをする	勤務先	第2号被保険者
会社員・公務員になった			

■ 20歳になったとき

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の種別
自営業・学生など	加入手続きは不要です		第1号被保険者
会社員・公務員	すでに第2号被保険者の場合は手続きは不要です		第2号被保険者
会社員・公務員と結婚して扶養されている	第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

確定申告を 受け付けます

令和3年分所得税・復興特別所得税の確定申告および令和4年度町道民税の申告を受け付けますので、次の事項に該当する方は、必ず申告してください。

なお、申告受付会場は非常に込み合います。長時間お待ちする場合があります。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申告会場にお越しの際は、マスクの着用や検温、手指の消毒などにご協力をお願いします。また滞在時間短縮のため、医療費控除の明細書や収支計算書などは、事前に作成したうえでお越しください。

問合せ先

役場住民課住民税係
☎574・2213

■ 申告しなければならない方

- 令和4年1月1日現在、豊頃町に住所を有し、次に該当する方
- 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に、何らかの所得があったすべての方
- 給与所得者で年末調整をされていない方、また、年末調整をされている方でも他の事業所等から給与を受けている方
- 今後、児童手当・保育所入所・扶養認定などのために、所得証明書が必要となる方
- 所得税、町道民税の控除額が違うなどの理由のため、所得税の確定申告は必要ないが、町道民税の申告が必要な方
- 国民健康保険に加入していて所得税、町道民税の申告をしていない方

■ 申告のときに必要なもの

- 印鑑（振替納税を希望される方は、銀行に届けている印鑑）
- 給与・賃金・年金などを受けている方は、源泉徴収票または支払者の証明書
- 事業を行っている方は、収支、経費の分かる明細書
- 生命保険料、地震保険料、国民年金等の領収書や証明書（控除を受ける際には、証明書が必要です。）

◆ 申告受付日程

会場	月日	時間
池田税務署 ※入場整理券が必要	3月15日（火）まで ※ただし土日・祝日は除く	9:00～16:00
役場住民課 （1階会議室）		8:30～12:00 13:00～17:00

※池田税務署では郵送での受付も行っています。

自動車税種別割の 住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

引越して住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。次の場合は運輸支局で登録手続きが必要で、住所が変わったとき（変更登録）

- ・ 自動車を買ったとき（移転登録）
 - ・ 自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）
- ※令和4年度の自動車税納税通知書を確実にお届けするために、3月中にお手続きをお願いします。

■ 変更登録が間に合わないときは…

札幌道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きが可能です。

札幌道税事務所自動車税係
☎011・746・1190
*音声案内のご案内
HP <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>

問合せ先

札幌道税事務所
自動車税係
☎0117461197

○ 医療費控除の申告をする方は、領収書または、医療費のお知らせハガキ等をご持参いただき、受診者・医療機関ごとに計算してお持ちください。※支払った医療費が戻るわけではありませんので、ご注意ください。

○ 所得税および復興特別所得税の振替納税または還付請求をされる方は、本人が開示している銀行等の口座番号が申告書の関係用紙は受付時にお渡ししますが、事前に必要な方は、住民課に請求してください。

※「十勝池田税務署」（池田町字旭町1丁目8番地8）では、混雑を回避するため、会場への入場には「入場整理券」（会場当日配付、国税庁LINE公式アカウントで事前発行）が必要です。

配付状況に応じて、後日会場をお願する場合がありますので、ご了承ください。